

# 平和祈念事業の経緯

平成20年4月8日

総務省特別基金事業推進室

# 独立行政法人平和祈念事業特別基金による慰藉事業の推進

## 1 基金の目的

今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者(以下「関係者」)の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行うこと。

- **恩給欠格者** : 旧軍人軍属としての在職期間に係る年金恩給等を受給する権利を有しない者(基金発足時約174万人)  
【推定現存者: 約 70万人 平均約82歳】
  - **戦後強制抑留者**: 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、終戦後に旧ソ連・モンゴルに強制抑留され、本邦に帰還した者(約57.5万人)  
【推定現存者: 約11万人 平均約83歳】
  - **引揚者** : 終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者(約319万人)  
【推定現存者: 約125万人 平均約72歳】
- ※【】内は平成17年10月1日の現存者数(総務省推計)

## 2 事業等の概要

### 労苦継承事業

関係者の労苦について国民の理解を深め、後世に継承する事業

- **資料の収集・展示**  
平和祈念展示資料館(新宿住友ビル内)、平和祈念展(全国)等
- **記録の作成、催しの実施**  
『平和の礎』の編纂、「労苦を語り継ぐ集い」の開催等
- **調査研究**  
『戦後強制抑留史』の編纂等

### 特別記念事業

関係者に特別慰労品を贈呈する事業

(受付:平成19年4月1日～平成21年3月31日)

- **恩給欠格者**  
軍歴に応じて、旅行券等引換券(5万円又は3万円相当)、置時計、万年筆、文箱、盾、銀杯(いずれか1品)
  - **戦後強制抑留者**  
旅行券等引換券(10万円相当)、置時計、万年筆、文箱、盾(同上)
  - **引揚者**  
銀杯
- ※昭和63年以来実施してきた書状等贈呈事業は、平成19年3月31日で受付終了

### 【独立行政法人平和祈念事業特別基金】

- **沿革** 昭和63年認可法人として発足、平成15年独立行政法人に移行
- **資本金** 200億円(全額政府出資)
- **役職員数等** 役員4人(理事長、理事、非常勤監事2)、職員18人
- **事業規模** 平成19年度予算 : 約14.1億円(運営費交付金約8.5億円)  
平成20年度予算 : 約12.5億円(運営費交付金約7.5億円)
- **中期目標期間** 平成20年4月1日～平成22年9月30日
- **特別慰労品贈呈事業の終了後、平成22年9月末までに解散**

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律(平成18年法律第119号))

# 特別慰労品贈呈事業の実施と基金の解散

自民党5役申入れ(平成15年12月) → 政府・与党間の了解(平成17年8月) → 法案提出(平成17年10月)

平成15年12月9日 自民党5役から総務大臣に対して、基金及び基金事業の見直しについて申入れ

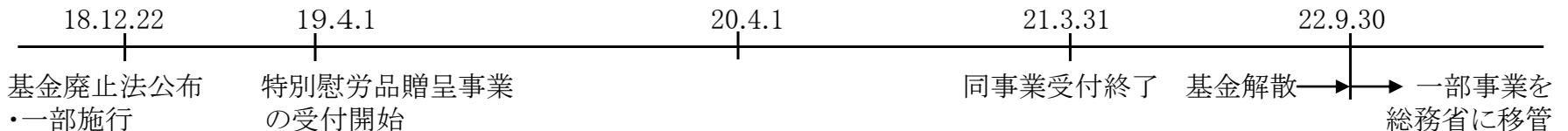
平成17年 8月4日 基金及び基金事業のあり方について政府と与党との間で了解

## 【了解事項の概要】

- 1 特別記念事業を200億円を目途に実施し、関係者に対して改めて慰労品を贈呈
- 2 書状等贈呈事業は、特別記念事業開始時まで終了
- 3 特別記念事業の終了後、資料等を記録・保存することとし、その方法は別途検討
- 4 戦後強制抑留、引揚に関する慰霊碑を建設
- 5 上記1・4の事業を基金の資本金の一部を取り崩して実施し、残余の資本金は国庫に返納
- 6 特別記念事業の終了後、基金は廃止
- 7 資料等の記録・保存、戦後強制抑留に係る慰霊等の事業、慰霊碑の維持管理に必要な経費については、国において措置
- 8 以上の措置により、戦後処理問題に関する措置はすべて確定・終了

平成17年10月5日、「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案」が与党から提出され、平成18年12月15日成立

## 今後の主なスケジュールと課題



・特別慰労品贈呈事業の円滑な実施  
・慰霊碑の検討・建設

平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会

## 1 戦後処理問題とは

先の大戦に関しては、全ての国民が程度の差こそあれ、生命、身体、財産上の何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、全国民がその意味で戦争被害者といえる。  
 その中で、戦後処理問題とは、戦争損害を国民の納得を得られる程度において公平化するために国がいかなる措置をとるかという問題。

## 2 戦後処理の経過

政府では、その段階段階に応じて戦後処理を行ってきており、昭和42年、在外財産問題の決着をもって戦後処理は一切終了したことを政府・与党間で了解。

## 【戦後処理の諸措置】

- 終戦～独立(昭和27年) 敗戦処理、占領下における主権の制限、財政上の制約等の中での戦後処理  
 引揚者等に対する応急援護・定着援護等の応急的措置、非戦災者特別税による戦災者と非戦災者との間の犠牲の衡平化、生活困窮者・身体障害者に対する一般の社会保障制度による措置
- 独立～昭和42年 独立によって制約を免れた政府による本格的な戦後処理の諸措置  
 戦没者遺族・戦傷病者に対する援護措置、旧軍人恩給の復活、留守家族に対する援護措置、引揚者に対する援護措置・特別措置、原爆被爆者に対する医療措置、戦没者等の遺家族に対する特別措置
- 昭和42年 戦後処理の終結  
 「本件措置(引揚者に対する特別交付金)をもってあらゆる戦後処理に関する諸措置は一切終了したものとする。」(昭和42年6月27日政府・与党了解事項)

## 3 基金発足の経緯

- 昭和57年 恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の強い要望(※)に加えて与党の強い要望もあり、政府において、戦後処理問題懇談会を設置し、上記3問題を中心に戦後処理の諸問題を改めて検討

※ 恩給欠格者:軍歴期間に応じた年金の支給等 戦後強制抑留者:抑留中の強制労働に対する補償 引揚者:海外に残してきた財産(在外財産)の補償

- 昭和59年 戦後処理問題懇談会から内閣官房長官に対し、基金創設により戦後処理問題に最終的に終止符を打つことを提言

「もはやこれ以上国において措置すべきものはないとの結論に至らざるをえなかった。…この際戦後処理問題に最終的に終止符を打つために、当懇談会としては以下のことが適当と考える。…求められことは、これらの尊い損害、労苦が時日の経過とともに国民の記憶から忘れ去られ、風化していくことを防ぎ、更に後世の国民に語り継ぐことであり、国民が戦争により損害を受けた関係者に対し衷心から慰藉の念を示すことである。このため、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設することを提唱する。」

- 昭和61年 「いわゆる戦後処理問題については、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うことで全て終結させるものとする。」(昭和61年12月29日戦後処理に関する政府・党合意)
- 昭和63年 認可法人平和祈念事業特別基金発足  
 書状等贈呈事業(関係者に対して書状等を贈呈する事業)を開始

恩給欠格者…書状+軍歴に応じて銀杯・慰労品  
 戦後強制抑留者…書状・銀杯(恩給等非受給者は+慰労金10万円)  
 引揚者…書状